第６次

松川町
男女共同参画計画

令和７年度 ▶ 令和10年度

もくじ

第１部　序　論

第１章　計画策定の趣旨　…1

第２章　計画の構成と期間 …1

第１節　計画の構成

第２節　総合計画との関連

第３節　計画の期間

第３章　計画策定における経過と現状　…3

第４章　アンケート調査結果 …4

第２部　男女共同参画計画

第１章　施策体系 …１５

第２章　推進項目に基づく具体的取組内容 …１６

第１節　基本目標１　男女共同参画の意識づくり

第２節　基本目標２　誰もが活躍できる社会づくり

第３節　基本目標３　安全安心に暮らせる環境づくり

第３部　目標指標　…１９

資　料　編

策定経過 …２０

松川町男女共同参画計画策定委員会　…２０

松川町男女共同参画推進条例　…２２

第１部　　序論

第1章　計画策定の趣旨

男性も女性もすべての個人が、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会が進んでいる現在にとってますます重要となってきています。
松川町では、松川町男女共同参画計画を平成 13 年 3 月から策定しており、令和 2 年 4 月から令和 6 年 3 月までを第５次計画の期間と定め、男女共同参画に関する施策を展開してまいりました。
第５次計画の期間が終了することから、「第６次松川町男女共同参画推進計画」を策定します。この計画は、男女共同参画による地域社会形成に向けて、急激に変化している社会情勢と前計画の現状と課題を踏まえ、第６次松川町総合計画に盛り込む「一人ひとりの幸せ実感（ウェルビーング）を高める」という趣旨にのっとった計画とします。
テーマを「緑と水と太陽の栄える男女共生のまち　まつかわ」とし、基本目標には新たに3つの柱「男女共同参画の意識づくり」「誰もが活躍できる社会づくり」「安全・安心に暮らせる環境づくり」を掲げ、具体的な事業・施策や数値目標を定めます。

第2章　計画の構成と期間

第１節 計画の構成

第６次松川町男女共同参画推進計画は、テーマ、基本目標、推進項目、取組内容の 4 つで構成されています。

テーマ	「緑と水と太陽の栄える男女共生のまち　まつかわ」
基本目標	上記テーマを実現するための 3 つの柱 ✧　男女共同参画の意識づくり ✧　誰もが活躍できる社会づくり ✧　安全・安心に暮らせる環境づくり
推進項目	推進項目は、基本目標で示した 3 つの柱を実現するために必要となる施策を、項目ごとに示したものです。
取組内容	取組内容は、推進項目で示した施策について、具体的な取り組みを示したものです。

➢　「松川町第 6 次総合計画」を上位計画とするプランです。

第 2 節　総合計画との関連

本計画は、上位計画である「第６次松川町総合計画」にある町の将来像やこれに向けた方針・取組を達成するため、個別の分野についてより具体化する計画です。

また、「第６次松川町総合計画」において基本的指針となっている、町民の幸福度・暮らしやすさをわかりやすく可視化するための「ウェルビーイング（地域幸福度）指標」を用い、当該指標を構成する因子のうち、男女共同参画に関連する因子向上を図るための具体的な施策や数値目標を定めた計画とします。

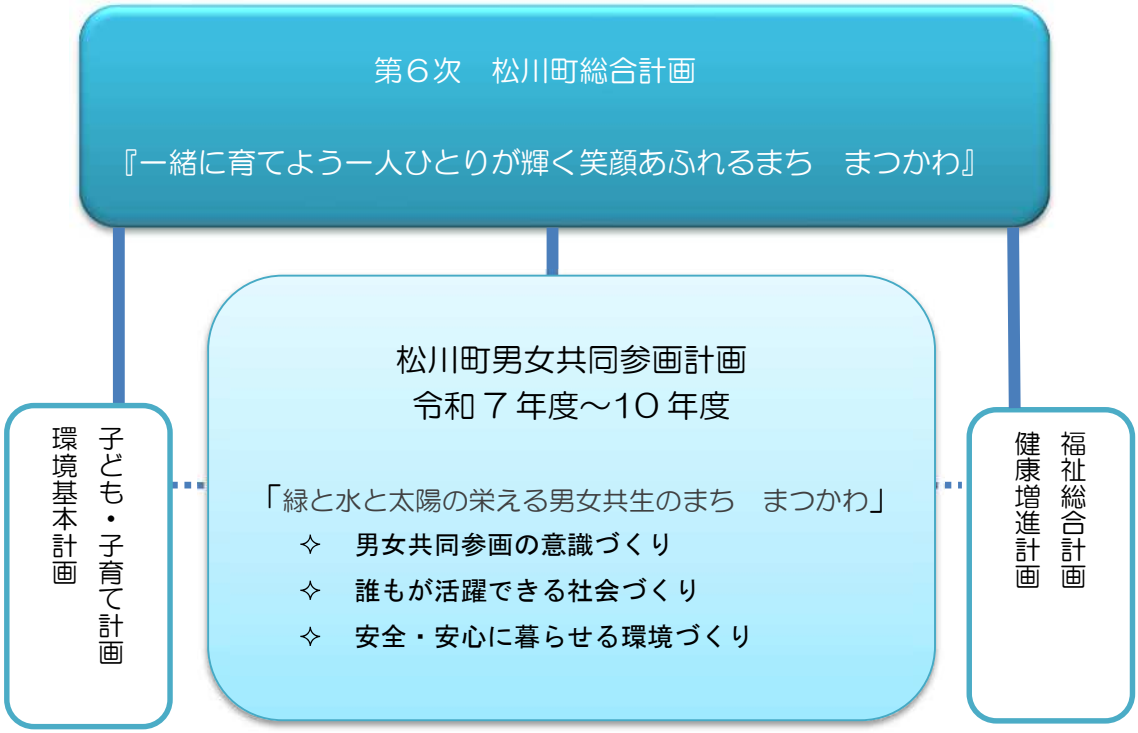

第 3 節　計画の期間

この松川町男女共同参画計画は、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 ヵ年を計画期間として、4 年ごとに見直すものとします。ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や、計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行うものとします。

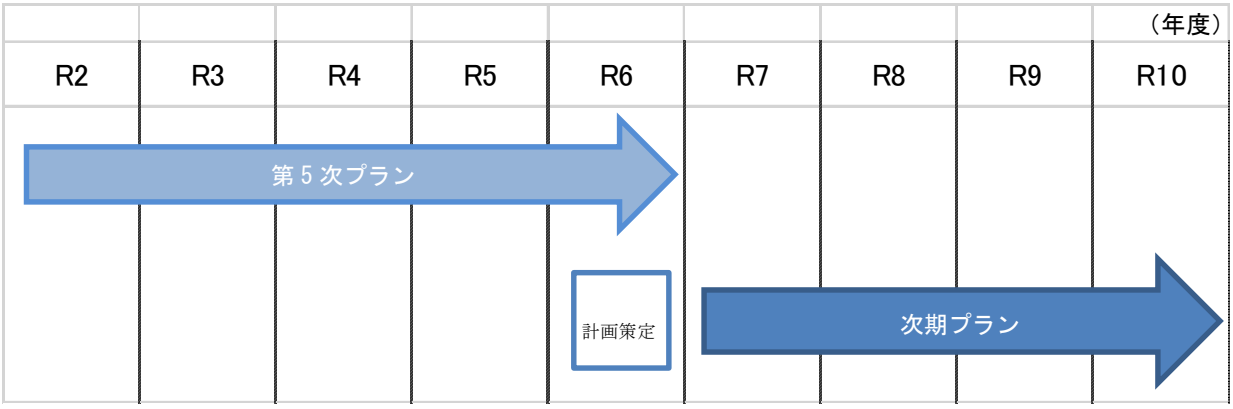

＊第 5 次プランは町長改選により 1 年延長

第3章　計画策定における経過と現状

【松川町男女共同参画計画】

松川町男女共同参画計画は、第１次〈平成 14 年度～17 年度〉、第２次〈18 年度～22 年度〉、第３次〈23 年度～27 年度〉、第４次〈28 年度～令和元年度〉、第５次〈令和 2 年度～6 年度〉と改訂を重ねながら、事業の計画、推進を行ってまいりました。平成 20 年 4 月には、松川町男女共同参画推進条例を施行しました。条例の中には、6 つの基本理念を制定し、基本理念に則した男女共同参画の推進を行うことが謳われました。計画も条例の中で、「総合的かつ長期的な施策の大綱」「総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定める男女共同参画計画と位置付けられました。

第５次計画の期間では、啓発活動として講座等の学習機会を増やすとともに、広報番組の作成やパープルライトアップ企画等どなたでも取り入りやすいイベントを展開しました。区会・地区公民館・町内各団体からそれぞれ選出された男女共同参画地区推進委員・男女共同プラン推進員を通じて、地域に男女共同参画の重要性をお伝えし、推進を行ってきました。近年頻発する自然災害をきっかけに、防災における女性の重要性が浮き彫りとなったことから講座等で取り上げ、女性視点の防災を考えていただくきっかけづくりを行いました。

【社会情勢の変化】

第５次計画策定から 5 年が経過する中、男女共同参画を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。出生数の減少や晩婚化・生涯未婚率の上昇が人口減少社会に拍車をかける一方、人生 100 年時代が到来し、女性の半数以上が 90 歳まで生存する時代となりました。また、第５次計画期間中には、世界的な新型コロナウイルスの蔓延が経済活動に深刻な打撃を与え、働き方や暮らし方の新たな形が見いだされるようになりました。こうした問題への関心や、ジェンダー不平等に対する課題意識の高まりは、一人ひとりが個人の持つ価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現する機会と言えます。さらに、世界的な潮流となった SDGs・デジタル社会の進展にも対応し“誰一人取り残さない“社会づくりが目指されています。

目標指標に対する成果

目標指標	目標値	R2	R3	R4	R5
町審議会等への女性登用率	33％	25.4％	23.3％	24.2％	26.5％
男女共同参画推進に関わる出前講座自治会単位での開催	32 （総開催数）	○	○	○	○
町の課長係長に占める女性職員比率	33％	30.2％	30.2％	33.3％	37.0％

第4章　アンケート調査結果

自治会アンケート【令和4～6年実施】

自治会における、役員会等原案を決定する協議の場（役員）の男女比率および自治会自主防災組織における男女比率を調べたものです。令和6年度の回答率は97%でした。

2　調査結果　総計

町全体	役員		自主防災組織	
	男性	女性	男性	女性
R4	1,018	123	1,046	103
	89%	11%	91%	9%
R5	991	156	922	228
	86%	14%	80%	20%
R6	833	117	824	235
	88%	12%	78%	22%

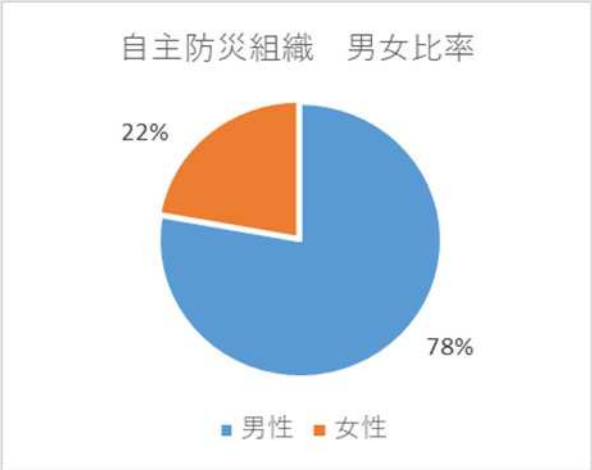

自治会役員における女性比率は横ばい、自主防災組織は年々上昇してきていることが分かります。特に自主防災組織においては、昨今頻発する自然災害において防災への女性参画の重要性が注目されたことも要因に挙げられます。

○感想、意見として、「全体の人数が減ってきているので、男性も女性も隔てなく役を受けてもらいたい。」「女性役員は増えてきているが、実態は女性世帯主が増えただけ。」
「自治会の加入者が年々減っており、高齢化、一人暮らし世帯が多くなっている。男女共同参画の認識は持っているが、役員の選出に苦慮する中では優先順位が下がってしまう。」
「女性本人が自治会の役員になることを敬遠している。」等がありました。

2　調査結果　区・自治会別（R6）

	自治会名	役員		自主防災組織	
		男性	女性	男性	女性
1	古町南部	9	1		
2	古町東部	4	0	16	16
3	古町中部	7	1	2	0
4	古町北部	5	0	4	0
区　総計		25	2	22	16

	自治会名	役員		自主防災組織	
		男性	女性	男性	女性
1	新井南部	10	1	11	1
2	弥久司	14	4	30	29
3	本町	3	1		
4	中央一	6	0	12	6
5	中央二	5	0	17	3
6	宮本	17	6	64	54
7	馬坂	7	0	30	8
8	松川	17	0	12	0
9	新井北部	18	2		
10	滝の沢	14	2	10	5
11	広小路	8	1	16	7
12	宮坂	10	1	6	0
13	県営上新井団地Ａ				
14	県営上新井団地Ｂ	0	4	1	0
区　総計		129	22	209	113

	自治会名	役員		自主防災組織	
		男性	女性	男性	女性
1	名子原	25	4	15	1
2	北名子	5	1	10	0
3	北垣外	55	4	34	4
4	名子中部	23	3	9	1
5	名子北部	12	0	1	0
6	城北	21	0	33	3
7	下垣外北部	8	0	3	0

8	下垣外中部	1	0	1	0
9	下垣外西部	5	0		
10	下垣外南部	7	0	1	0
11	南方	9	0	37	6
12	北森林県住	4	4	4	4
13	宗源原	21	7	12	0
14	郷原	29	2	29	2
区　総計		225	25	189	21

	自治会名	役員		自主防災組織	
		男性	女性	男性	女性
1	桑園南部	7	0	7	0
2	桑園中部	15	2	8	0
3	桑園北部	5	1	0	0
4	桑園東部	13	3	8	0
5	大島南部	5	0	8	1
6	羽場	11	0	8	1
7	大島中部	15	0	6	2
8	大島上部	9	2	6	0
9	樫原	7	0	7	0
10	原田	18	2	13	0
11	東浦	6	1	0	0
12	堤原	8	1	2	0
13	西山	3	0	0	0
14	増野	9	3	6	1
区　総計		131	15	79	5

	自治会名	役員		自主防災組織	
		男性	女性	男性	女性
1	諏訪形	14	0	9	1
2	大栢	21	1	4	0
3	大栢南	8	4	6	3
4	鶴部	13	1	3	0
5	城	6	1	6	1
6	清泉地一	21	3	47	5
7	清泉地上	16	1	8	0

8	清北	11	3	30	6
9	町谷	10	2	12	3
10	中荒町	21	2	14	1
11	上町	20	3	22	1
12	大沢南部	11	0	6	1
13	大沢北部	3	0	2	0
区　総計		161	21	154	17

	自治会名	役員		自主防災組織	
		男性	女性	男性	女性
1	間沢	5	2	33	2
2	寺沢	24	3	38	0
3	中の村	25	6		
4	福沢	19	7	29	14
区　総計		73	18	100	16

	自治会名	役員		自主防災組織	
		男性	女性	男性	女性
1	部奈１	16	2	16	2
2	部奈２	15	2		
3	部奈３	14	6	21	21
4	部奈４	21	4	24	24
区　総計		66	14	61	47

	自治会名	役員		自主防災組織	
		男性	女性	男性	女性
1	生東	23	0	10	0
区　総計		23	0	10	0

事業所アンケート【令和５年実施】

従業員４名以上の事業所 81 に対しアンケート調査を行い、回答率は 43％（前回 38.0％）でした。過去行っていたアンケートは平成 22 年から内容が改められておらず、現代にそぐわない設問も多くあった為、今回内容を刷新しています。
その為、過去と比較できない項目も存在します。
また、今回紙と並行してインターネットによる回答受付も行い、全体回答のうち 57％がインターネットでの回答となりました。

問 1.

貴事業所の業種はどれに該当しますか		
業種	回答数	割合
建設業	1	3％
製造業	18	51％
卸売・小売業	6	17％
金融保険業	3	9％
不動産業、物品賃貸業	1	3％
医療・福祉業	3	9％
宿泊業、飲食サービス業	1	3％
その他	2	6％
農業、林業	0	0％
運輸、郵便業	0	0％
情報通信業	0	0％
生活関連サービス業	0	0％

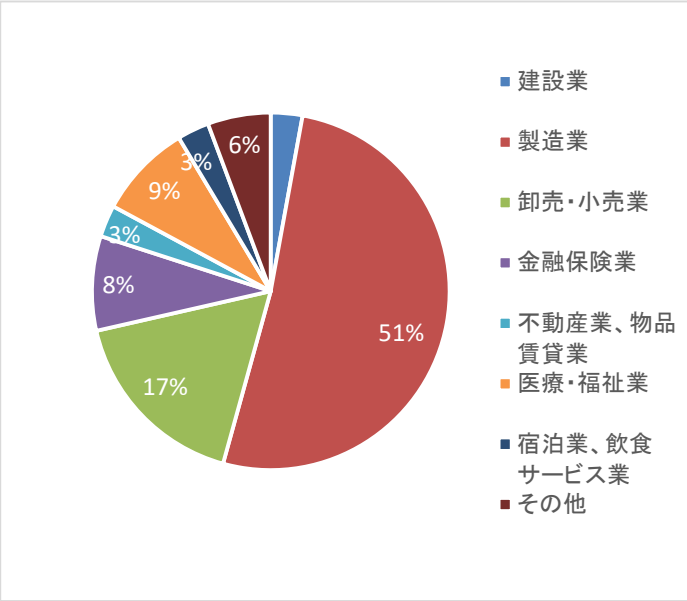

問 2.

令和５年４月１日現在の従業員数はどれに該当しますか	
１０人以下	9
１０～２９人	9
３０～９９人	9
１００人以上	8

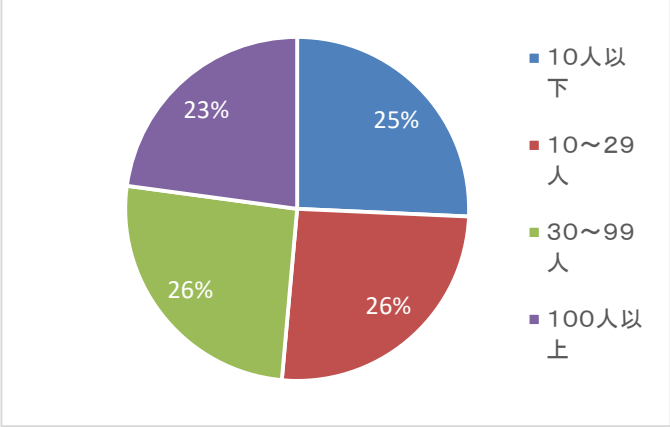

問 3.

貴事業所における従業員の内訳を教えてください

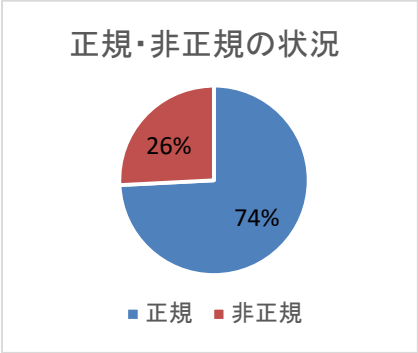

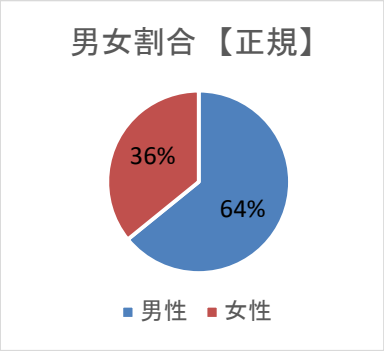

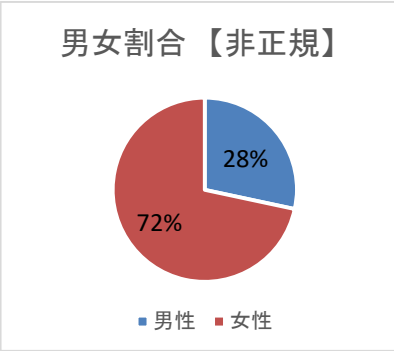

問 4.

貴事業所における管理・監督職の男女別人数を教えてください	
男性	263
女性	62

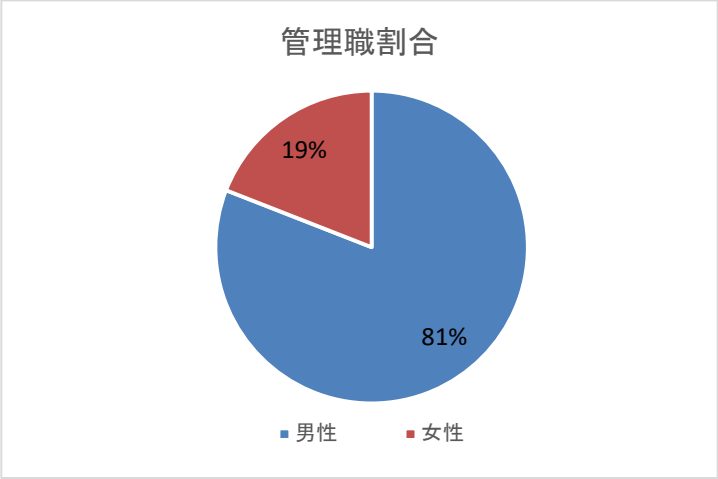

問 5.

女性の管理職登用についてどのように実施していますか	
既に登用している	19
今後、登用する予定がある	4
必要だと考えているが、今のところ行う予定はない	10
必要とは思わない	2

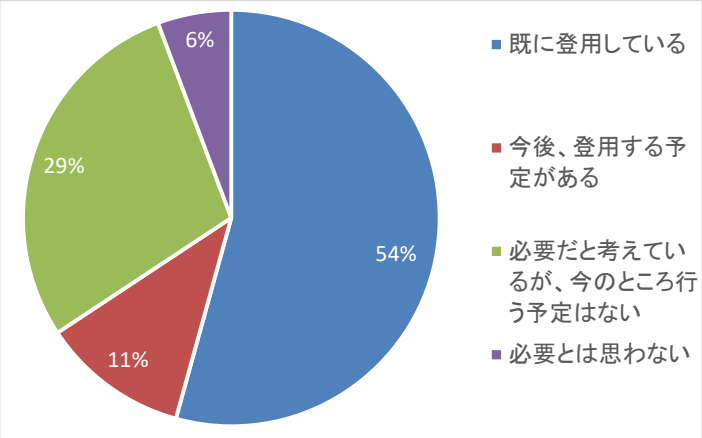

○「既に登用している」と回答した割合が前回から 9 ポイント増加。（前回 43％→今回 54％）
○「必要とは思わない」回答した割合は、H22 時と比較し減少。（H22 時 23％→今回 6％）

問 6.

現在、職場において性別に隔てなく平等に働ける環境づくりに向けて、取り組んでいることがありますか（複数回答）	
特に何もしていない	7
仕事と家庭生活を両立させるための制度を設けている	9
個人差を補う器具や設備を導入するなど、働きやすい環境づくり	5
性別で評価が変わらないよう、人事評価基準を定めている	8
業務に必要な知識・能力・資格等の教育や研修を性別に関係なく実施	19

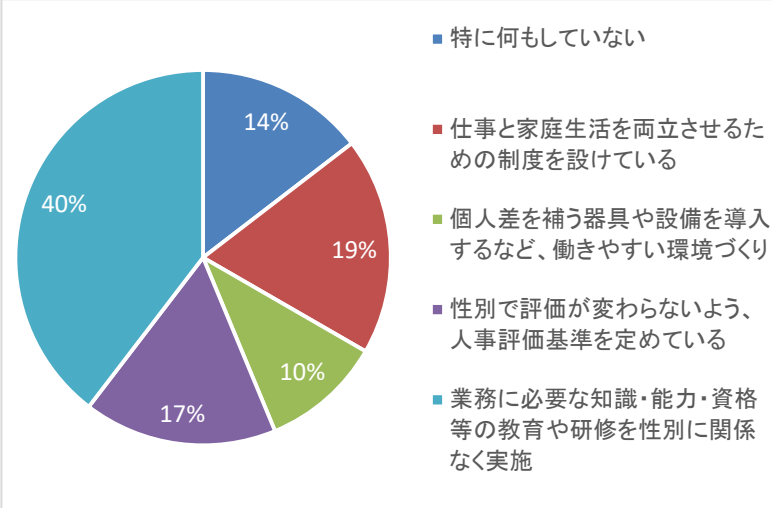

問 7.

今後、性別に隔てなく働きやすい職場を作るために、特に必要と思われることはどんなことだと思いますか。	
男女平等に関する意識改革	2
男女格差（賃金・配置・昇進）の是正	4
セクシュアルハラスメントの防止	0
教育訓練・研修の男女の公平な機会の確保	6
育児・子育ての支援	10
介護休業制度の取得	2
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	11

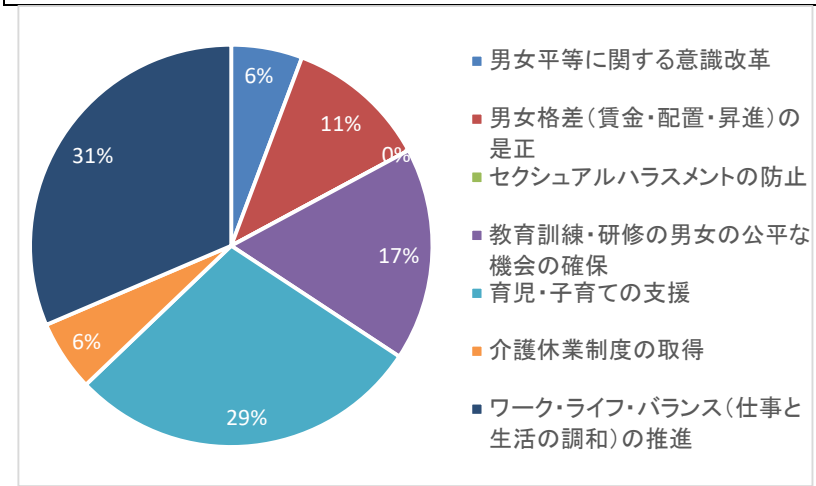

○前回もっとも多かった「育児・子育ての支援」は微減。（前回 34％→今回 29％）
代わりに、「ワーク・ライフ・バランスの推進」が増加。（前回 26％→今回 31％）
その他の項目に関して数値の変動は見られなかった。

問 8.

男性従業員が育児・介護休暇を取得することについてどう思われますか	
積極的に取得してほしい	10
取得してほしいが現実には難しい	22
あまり取得してほしくない	3
制度についてよく知らない	0

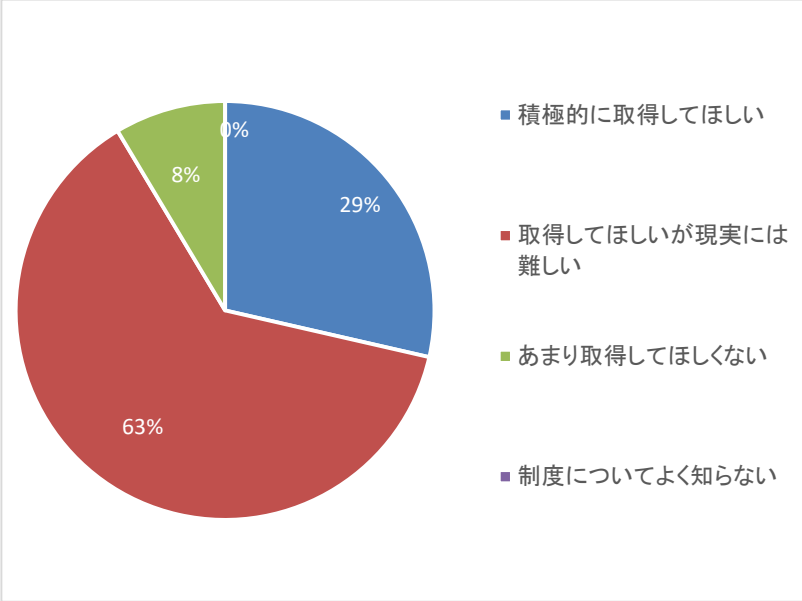

○「積極的に取得してほしい」と回答した割合が前回から 20 ポイントと大きく増加。
（前回 9％→今回 29％）
○「取得してほしいが現実には難しい」と回答した割合が減少。（前回 74％→今回 63％）
○「あまり取得してほしくない」回答した割合が減少。（H22 時 34％→前回 15％→今回 8％）

問 9.

貴事業所における従業員の男女別産休・育休取得率を教えてください	
男性	10.7 ％
女性	45.2 ％

○現時点で国や県が公表している数値は、
・厚生労働省：2021 年度　女性 85.1％　男性 13.97％
・長野県　：2020 年度の女性 96.4％　男性 19.8％
いずれも非常に高い水準であるが、この数字は大企業や公務員などで正規もしくは一部の非正規として雇用されている間に限定されており、多くの非正規や出産前に退職した人、自営業などで働く方は分母に含まれていない。
○厚生労働省は 2015 年に「女性は就業形態により大きな差がある」とし、“女性･非正社員で 22.8％”という数値を公表している。
また、日本経済新聞は 2023 年に“非正規･出産前退職など含めると女性は 43％”という数値を出しており、この実情を鑑みれば松川町の女性 45％は低い数字ではない。

問 10.

仕事と育児・介護の両立を支援するために、取り組んでいることがありますか（複数回答）	
特に何もしていない	8
育児・介護のための休暇制度	18
出産・育児・介護を理由に退職退職した方に対しての再雇用制度	4
転勤・配置換えの際の配慮	5
時短・フレックスタイム・在宅勤務などの柔軟な勤務体系	16
その他独自の取り組み	0

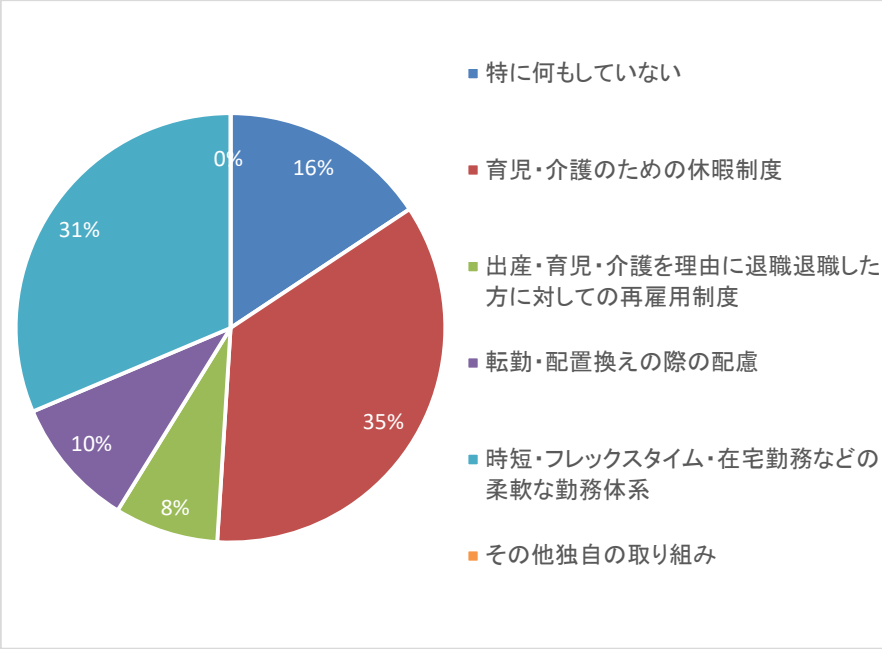

問 11.

あなたの事業所では、男女共同参画に関する研修会を行っていますか	
はい	2
いいえ	26
これから行いたい	4
必要ない	3

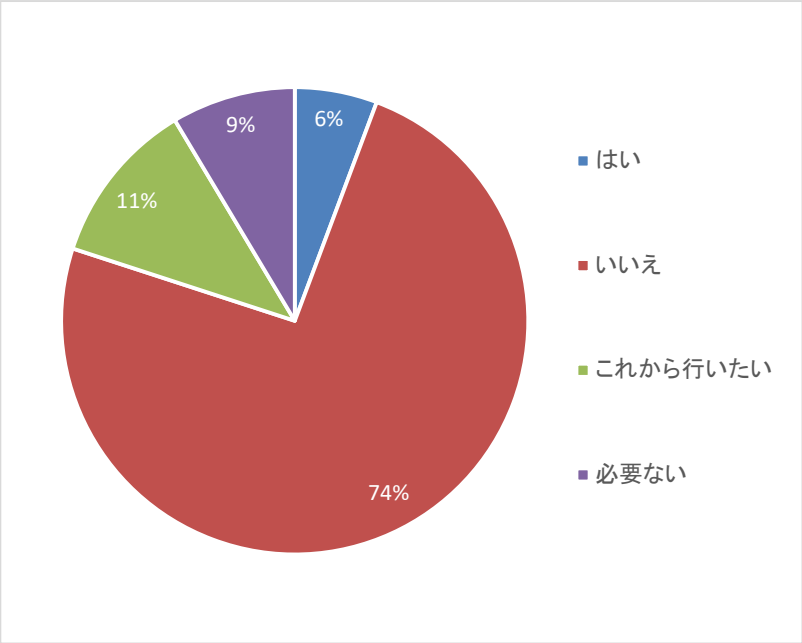

問 12.

今後、事業所の男女共同参画を進めるために、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか（複数回答）	
介護施設や介護サービスの充実	15
保育施設や保育サービスの充実	14
男女共同参画に積極的に取り組む企業への資金的支援	6
育児、介護を理由に退職した従業員の再就職および能力開発の機会を作る	7
取り組み事業所のＰＲによるイメージアップ	4
広報誌、講座などによる男女共同参画の啓発	7

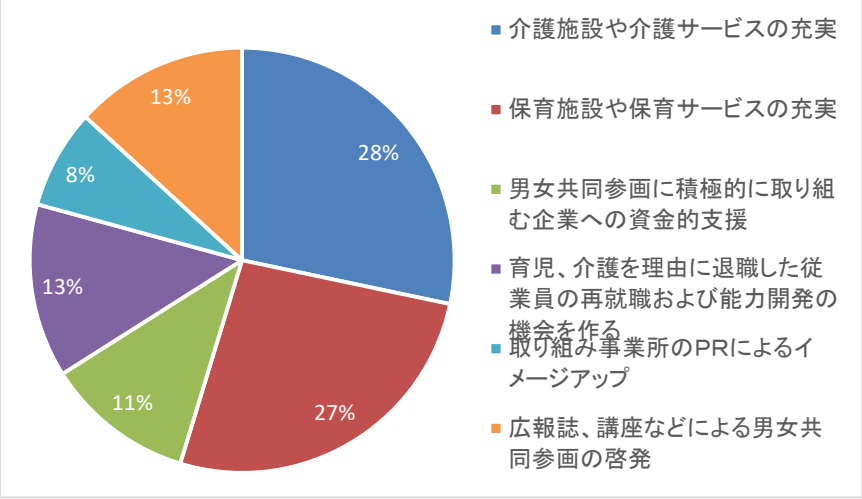

問 13.

次の法律についてどの程度知っていますか				
	知っている（実施している）	知っている（実施していない）	聞いたことはあるが内容はしらない	知らない
男女共同参画基本法	13	7	14	1
男女雇用機会均等法	26	2	7	0
育児・介護休業法	24	3	7	1
パートタイム労働法	24	5	5	1
女性活躍推進法	11	4	13	7
次世代育成支援対策推進法	8	4	10	13

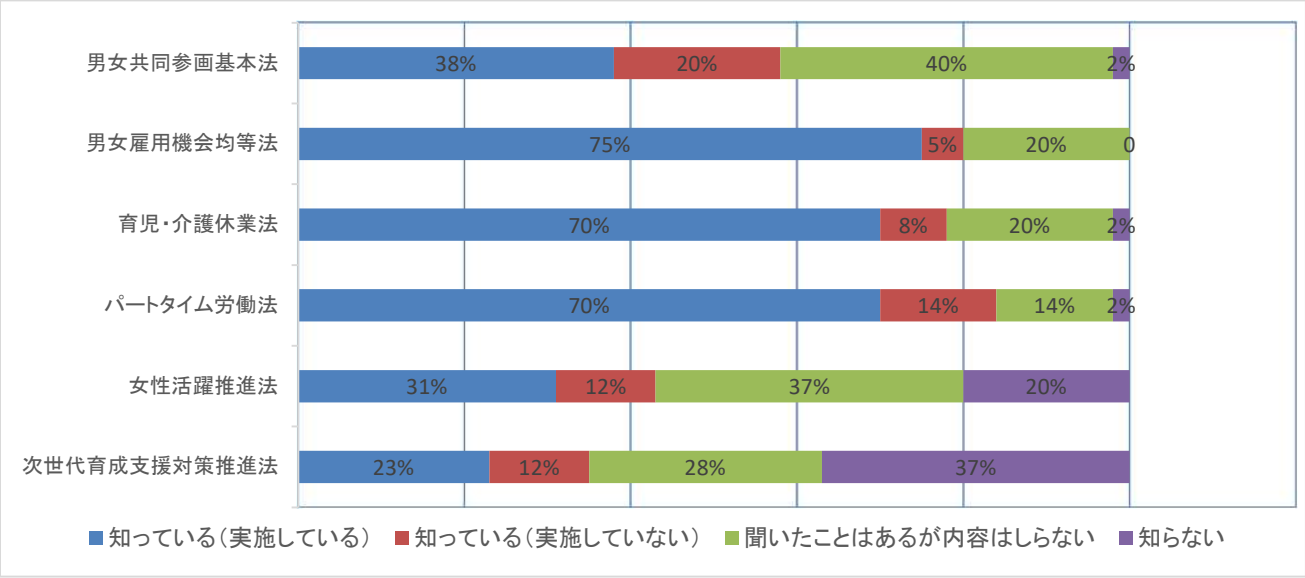

○男女雇用機会均等法など、就労・労働条件に関する法律は概ね70％以上の実施率、80％前後の認知率であった。
○男女共同参画基本法は認知率は前回から横ばい。（前回51％→今回58％）
○女性活躍推進法など行動計画の策定が必要な法律に関しては認知率が低い。
松川町においては、行動計画策定が義務付けられていない（100人以下）企業が大半を占める為であると考えられる。

第２部　　第６次男女共同参画計画

第1章　施策体系

本計画は下図に示すとおり、テーマである「緑と水と太陽の栄える男女共生のまち　まつかわ」を実現するため、３つの基本目標、８つの推進項目、具体的な計画項目である 17 の取組内容からなる体系として整理します。

計画体系図

基本目標	推進項目	取組内容
1 男女共同参画の意識づくり	性別による固定的な役割意識の解消	①　男女共同参画と固定的役割意識に対する啓発活動の実施 ②　老若男女問わず参加できる、家事・育児・介護の学習機会提供
	男女共同参画に関する教育・学習の推進	①　幼少期からの人権・男女平等意識の育み ②　講演会・講座の開催
2 誰もが活躍できる社会づくり	働きやすい職場環境づくり	①　男女格差のないキャリア形成の機会づくり ②　未満児保育・延長保育・病児、病後児保育・児童館の充実 ③　イクボス・育児休業制度など各種制度・法律の普及啓発
	女性の職域拡大と管理職等への登用の促進 （女性活躍推進）	①　女性の就業機会の拡大や再雇用の促進 ②　女性管理職登用促進とM字カーブ解消に向けた意識啓発
	政策・方針などの決定過程への女性の参画 （女性活躍推進）	①　各種委員等への女性の登用促進 ②　地域役員への女性の参画促進
3 安全・安心に暮らせる環境づくり	防災、災害時の男女共同参画推進	①　防災計画等へ多様な意見・視点の取入れ ②　自主防災組織への女性参画拡大
	地域福祉サービスの充実とあらゆる暴力の根絶	①　生活相談・虐待や家庭環境改善の支援体制整備 ②　暴力根絶に向けた意識啓発
	多様性を尊重した地域共生のまちづくり	①　誰もが主体性もってつながり合える地域＝社会的孤立の無い地域づくり ②　性的マイノリティへの寛容な対応

第1節　基本目標1　男女共同参画の意識づくり		
推進項目	取組内容	担当課・係
①性別による固定的な役割意識の解消	**【01】男女共同参画と固定的役割意識に対する啓発活動の実施**	教育委員会事務局 地域共生係
	●固定的役割意識解消への啓発を図るため、**広報誌やイベント等による啓発活動を実施します。** ・すべての年代を対象とし、広報・館報やチャンネル・ユー、SNSの活用、イベント等による広報活動を行います。	
	【02】老若男女問わず参加できる、家事・育児・介護の学習機会提供	教育委員会事務局 地域共生係 保健福祉課 こども家庭センター係 福祉係
	●誰もが参加できる講座や企画を開催し、**学習機会を提供します。** ・苦手意識や経験不足を補い、取り組みやすさにつなげるため、料理などの家事教室、子育て両親学級、介護（予防）企画などを開催します。	
②男女共同参画に関する教育・学習の推進	**【01】幼少期からの人権・男女平等意識の育み**	教育委員会事務局 学校教育係
	●主に学校教育を通じた、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力について、**指導充実を図ります。** ・早い時期からの人権・男女共同参画意識の醸成を図ります。また、教職員や保護者など、教育に関わる大人に対しても意識啓発を行います。	
	【02】講演会・講座の開催	教育委員会事務局 地域共生係
	●男女共同参画に関する学習機会を提供するため、**関連講座を開催します。** ・自主開催講座をはじめ、内閣府による男女共同参画研修・長野県男女共同参画センターのサテライト講座なども活用します。	

第2節　基本目標2　誰もが活躍できる社会づくり

推進項目	取組内容	担当課・係
①働きやすい職場環境づくり	**【01】男女格差のないキャリア形成の機会づくり** ●性別により習得する技術や資格、能力や賃金に差が出ることを防ぐため、**男女平等の人材育成機会をつくります。** ・男女格差のない業務経験・人材育成の重要性を商工会などと連携し事業所へ啓発します。	産業観光課 商工振興係
	【02】未満児保育・延長保育・病児、病後児保育・児童館の充実 ●安心して子どもを預けられる保育サービス等を提供し、**保護者の育児に対する負担感を軽減**し、働きやすい環境づくりに繋げます。	教育委員会事務局 学校教育係 保育園係
	【03】イクボス・育児休業制度など各種制度・法律の普及啓発 ●希望する誰もが制度を利用でき、働きやすい環境となるよう、**普及啓発を行います。** ・『イクボス制度、産前産後休暇制度や育児休業制度、介護休暇制度など各種制度』の普及･啓発に、関係機関と連携して努めます。	産業観光課 商工振興係 教育委員会事務局 地域共生係
②女性の職域拡大と管理職等への登用の促進（女性活躍推進	**【01】女性の就業機会の拡大や再雇用の促進** ●女性の就業機会の拡大や再雇用促進のため、**就業支援を行います。** ・就業相談担当となる移住定住促進サポーターを設置し、就業相談会やキャリアカウンセリングを行います。	まちづくり政策課 まちづくり推進係 産業観光課 商工振興係
	【02】女性管理職登用促進とM字カーブ解消に向けた意識啓発 ●職業生活における女性活躍推進のため、**企業への働きかけや情報提供を行います。** ・商工会と連携し、女性・企業の双方の意識啓発と、在宅勤務等の多様な働き方への理解を進め、あわせて国や県の施策など必要な情報を提供します。	産業観光課 商工振興係
政策・方針などの決定過程への女性の参画（女性活躍推進）	**【01】各種委員等への女性の登用促進** ●女性の視点を町の政策や方針等へ反映させるため、**審議会委員等への女性の登用を推進します。** ・男女共同参画推進条例に基づき、積極的な登用を行います。充て職よりも公募委員の増員を促し、女性登用の機会を増やします。	全課
	【02】地域役員への女性の参画促進 ●地域意思決定に関する方針等の企画の場に女性が男性とともに参画できるよう、**区会・自治会へ協力要請を行うとともに、社会的気運の醸成を図ります。** ・自治組織への女性参画が増えるよう、区・自治会への要請を行います。	まちづくり政策課 まちづくり推進係

第3節　基本目標3　安全･安心に暮らせる環境づくり		
推進項目	取組内容	担当課・係
①防災、災害時の男女共同参画推進	【01】防災計画等へ多様な意見・視点の取入れ ●計画策定会議におけるの**男女構成比に注意するとともに**、策定会議外においてもヒアリングやパブリックコメントで頂いた**多様な意見を反映**していきます。	総務課 危機管理防災係
	【02】自主防災組織への女性参画拡大 ●男女が力を合わせ復旧・復興にとりくむ組織とするため、**自主防災組織への女性の登用を促進します。** ・リーダー研修会を通じて情報共有や学習会等による活動の強化を図ります。日本赤十字奉仕団等と連携し、災害時の対応訓練を実施します。	総務課 危機管理防災係
②地域福祉サービスの充実とあらゆる暴力の根絶	【01】生活相談・虐待や家庭環境改善の支援体制整備 ●**包括的相談窓口（重層的支援体制整備事業）を開設**し、事案に対して学校、医療機関、福祉施設、警察、公的相談窓口などの専門機関を繋いで**解決を支援します。**	保健福祉課 福祉係
	【02】暴力根絶に向けた意識啓発 ●暴力根絶に向けた啓発を図るため、**広報誌やイベント等による啓発活動を実施します。** ・広報まつかわや館報まつかわ、チャンネル・ユー、イベントを活用した広報活動を行います。	教育委員会事務局 地域共生係
③多様性を尊重した地域共生のまちづくり	【01】誰もが主体性をもってつながり合える地域＝社会的孤立の無い地域づくり ●年齢や立場に関係なく、人と人が主体性を持ちながらゆるやかに**つながりあえる仕組みを地域とともに協働で構築**し、社会的孤立の無い地域を目指します。 ・福祉関係事業者の方々が生産品の販売等を通じて、地域の方々と交流できたり、自己肯定感を高めたりできるよう、役場庁舎内へシェアスペース用の屋台を設置します。 ・地域のニーズをもとに、各季節のイベントなどを様々な立場の方々と協働で企画・実施するとともに、目的をもって誰もが集える居場所づくりを検討します。	教育委員会事務局 地域共生係 保健福祉課 福祉係
	【02】性的マイノリティへの寛容な対応 ●**誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を発揮する**とともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる**公正な社会の実現**を目指します。 ・「長野県パートナーシップ届出制度」に対応して行政サービス提供を行います。また、これらへの理解を深め啓発を行うため庁舎や窓口に掲示をします。	保健福祉課 福祉係

第３部　　目標指標

第６次松川町男女共同参画推進計画では、以下のとおり数値目標を設定します。

目標指標	説明	現状値	目標値 （令和10年度）
男女共同参画・人権啓発推進をテーマとした研修会や講演会の開催数	現状値の維持を目指します。	４講座／年	４講座／年
ウェルビーイング指標 「雇用・所得」のうち 主観値 “やりたい仕事が出来る“	現状値の上昇を目指します。	31.56	37 ＊
ウェルビーイング指標 「多様性と寛容性」のうち 主観値 “女性が活躍しやすい”	現状値の上昇を目指します。	44.2	45 ＊
町審議会等への女性登用率	現在の比率以上とし、1/2を目標とします。	26.5％	50％
自治会役員・自主防災組織に占める女性割合	現在の比率以上とし、1/2を目標とします。	19.7％	50％
ウェルビーイング指標 「多様性と寛容性」のうち 客観値 “多様性指数“	現状値の上昇を目指します。	38.4	42 ＊

○ウェルビーイング指標とは

客観指標と主観指標のデータをバランスよく活用し、町の皆様の「暮らしやすさ」と「幸福感（Well-being)」を指標で数値化・可視化したものです。

本計画の目標指標を達成することで、ウェルビーイング指標24因子の１つである「多様性と寛容性」（現状値【主観52.5・客観44.6】）の向上に繋げます。

＊目標値根拠：長野県および近隣市における2024全国調査実績値を参照

資料編

■策定経過

日時	会議名
令和５年度４月１日	事業所向け意識調査実施
令和５年度５月30日	男女共同参画推進員会議 （６次計画の方向性・体系案について）
令和５年度７月６日	男女共同参画プラン推進・地区推進員会議 （６次計画に関する意見聴取）
令和６年度６月18日	男女共同参画計画策定会議（計画策定）
令和６年度７月17日	男女共同参画計画策定会議（計画策定）
令和６年度８月29日	男女共同参画計画策定会議（計画策定）
令和６年度９月９日	諮問
令和６年度12月26日	パブリックコメント（～１月24日まで）
令和７年度２月17日	答申

■男女共同参画計画策定委員名簿

役職	氏名	所属団体等
委員	中平　文夫	松川町議会議長
委員	米山　郁子	松川町議会社会文教委員長
委員	山崎　隆	松川町公民館長
委員	松下　敏章	松川町農業委員会長
委員	細田　勉	松川町商工会長
委員	田村　健一	松川町区長会長
委員	松下　文子	松川町女性団体連絡会長
委員	熊谷　朝子	松川町婦人会
委員	松下　真由美	ＪＡ松川女性部
委員	牛久保　幸子	松川町消費者の会会長
事務局	矢沢　秀子	生涯学習課長
事務局	大澤　達也	生涯学習課係長

■諮問

6松教生第88号
令和6年9月9日

松川町男女共同参画推進委員会会長　様

松川町長　北沢　秀公

第6次松川町男女共同参画推進計画の策定について（諮問）

松川町男女共同参画推進条例（平成20年条例第7号）第24条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

〇諮問
第6次松川町男女共同参画推進計画の策定について、貴推進委員会の意見を求めます。

■答申

令和7年2月17日

松川町長　北沢　秀公　様

松川町男女共同参画推進委員会
会長　山崎　隆

第6次松川町男女共同参画推進計画について（答申）

令和6年9月9日付けで諮問のありました第6次松川町男女共同参画推進計画について慎重に審議した結果、適正なものと認めます。
なお、計画の推進にあたっては、審議経過における各委員の意見を十分に尊重されるよう要望します。

○松川町男女共同参画推進条例

平成20年3月19日

条例第7号

目次

前文

第1章　総則(第1条―第10条)

第2章　男女共同参画の推進に関する基本的施策(第11条―第22条)

第3章　松川町男女共同参画推進委員会(第23条―第26条)

第4章　補則(第27条)

附則

国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取り組みと連動しながら、男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。

松川町においても、緑と水と太陽の栄える男女共生のまち　まつかわの実現を目指して、男女共同参画推進プランを策定し、さまざまな取り組みを計画的に展開してきました。しかし、今もなお性別によって役割を固定的にとらえる意識やそれに基づく社会慣習は依然として根強く、真の男女平等な社会の実現にはなお一層の努力が必要です。

こうした中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、少子高齢化の進展や社会経済情勢の大きな変化に対応していくためにも重要な課題となっています。

このような認識の下、町と町民と事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを目指して、この条例を制定します。

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、松川町における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。

(用語の意義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1)　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、

社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいいます

(2)　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に与えることをいいます

(3)　町民　町内に居住する者、又は町内で働き、若しくは学ぶ者その他町内で活動するすべての者をいいます

(4)　事業者　町内において事業を行う個人、法人その他すべての者をいいます

(5)　各種団体　自治会、区会、公民館及び町内において町民の福祉の向上のための活動を行う非営利の団体をいいます

(基本理念)

第3条　男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり行われなければなりません。

(1)　男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けることなく、あらゆる分野でその能力を発揮する機会を確保すること

(2)　男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること

(3)　性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度又は慣習を見直し、男女が自らの意志で多様な生き方を選択できるよう配慮されること

(4)　男女が社会の対等な構成員として、町その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること

(5)　家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として責任を持ち、その役割を果たすとともに、それ以外の社会生活との両立ができるよう配慮されること

(6)　男女共同参画の推進に関する国際社会の取り組みと協調すること

(町の責務)

第4条　町は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)を総合的に策定し、実施するものとします。

2　町は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、町民、事業者と協働の下に行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携するものとします。

(町民の責務)

第5条　町民は、基本理念にのっとり、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条　事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる環境の整備に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければなりません。

（教育活動等における男女共同参画の推進）

第7条　教育関係者は、学校教育及び社会教育その他のあらゆる教育活動及び学習活動の場において、基本理念に配慮した教育又は指導を行うよう努めなければなりません。

（地域における男女共同参画の推進）

第8条　各種団体は、その活動において、男女共同参画を推進するよう努めなければなりません。

2　各種団体は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければなりません。

（性別による人権侵害等の禁止）

第9条　町民は、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはなりません。

(1)　性別による人権侵害や差別的な取扱い

(2)　男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

(3)　セクシャアルハラスメント(性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識から生じた言動により個人に不快感若しくは不利益を与たり、又は生活環境を害することをいう。)、パワーハラスメント(権力や地位を利用した嫌がらせ)等

（情報の表示に関する留意）

第10条　町民は、不特定多数の者に対して表示する情報(広告、ポスター、看板等)において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければなりません。

(1)　性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現

(2)　過度の性的な表現

第2章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

第11条　町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を策定するものとします。

2　男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

(1)　男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)　男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　町長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、町民及び事業者の意見が反映されるよう

努めるとともに、松川町男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとします。

4　町長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとします。

5　前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用します。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第12条　町は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり取り組むよう配慮するものとします。

（実施状況の公表）

第13条　町長は、毎年度男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとします。

（調査研究）

第14条　町長は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は施策を効果的に実施するため必要な調査及び研究を行うとともに、必要に応じてその結果を公表するものとします。

（積極的改善措置）

第15条　町長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の委員等の数の均衡を図るよう努めるものとします。

2　町は、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場における活動において、男女間に参画する機会に格差が生じている場合は、町民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとします。

（理解を深めるための措置）

第16条　町は、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる場において、町民、事業者及び教育関係者が男女共同参画の基本理念に対する理解を深められるよう、情報の提供、広報啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとします。

（教育及び学習の機会の充実）

第17条　町は、男女共同参画に対する関心と理解を深め、男女共同参画が定着するよう町民の学習を支援するとともに、職場、家庭、地域、学校その他の教育の場において必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

（町民等の活動に対する支援）

第18条　町は、町民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動に対し、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うものとします。

（家庭生活における活動と他の活動との両立の支援）

第19条　町は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活等社会における活動とを両立することができるよう、子育て及び家族の介護等において必要な支援を行うよう努めるものとし

ます。

（事業者への支援等）

第20条　町は、事業者に対し、第15条及び第18条に定めるもののほか、雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する事業者の取り組みを促進するため、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとします。

（町の職場における環境整備等）

第21条　町は、町の職員が勤務する職場において、次に掲げる取り組みを行うものとします。

(1)　性別による固定的な役割分担意識を払拭するための取り組み

(2)　男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うための支援

(3)　セクシャアルハラスメントその他の男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害のない環境の整備

2　町は、町の職員について、女性の登用を促進し及び職域を拡大するための総合的な取り組みを推進するものとします。

（苦情及び相談への対応）

第22条　町長は、町民及び事業者から、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情の申し出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるものとします。

2　町長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、松川町男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとします。

3　町長は、町民から性別による権利侵害に関する相談の申し出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

第3章　松川町男女共同参画推進委員会

（設置）

第23条　男女共同参画を円滑に推進するため、松川町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

（任務）

第24条　委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、町長に意見を述べることができます。

(1)　男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項

(2)　男女共同参画施策の推進及び評価に関する事項

(3)　前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

（組織等）

第25条　委員会は、委員12人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはなりません。

2　委員は、有識者及び関係団体の代表者等のうちから町長が委嘱します。

3　委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4　委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員が互選します。

5　会長は、会務を総理し、委員会を代表します。

6　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理します。

（会議）

第26条　委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となります。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

3　委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

第4章　補則

（委任）

第27条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成20年4月1日から施行します。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現に策定され、公表されている男女共同参画計画は、第11条の規定により策定され、公表されたものとみなします。